

輪島市監査公表第17号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年1月9日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年11月20日（水） 輪島市立鳳至小学校

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

令和元年度（平成31年4月から令和元年9月まで）における学校管理に係る財務の執行状況及び学校施設、備品等の管理状況について校長から説明を聴取し、質疑応答を行うとともに関係書類等を鳳至小学校において実地監査した。

5 監査の結果等

学校管理に係る財務の執行状況及び所管の業務については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象の学校に対しては、執行時一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○保護者との信頼関係を築くための学級便りで、4月から現在までに120号も発行している学級があるが、教員の負担となるので発行頻度を検討していただきたい。また、今年度から英語教育が必修となり担当教員が配置されている。更に次年度からプログラミング教育も導入されるにあたり、担当教員は共助しながら技術の向上を図っているが、働き方改革が注目される中、専門化する授業カリキュラムで一部の教員に負担とならないよう充分に配慮し、取組みが児童の将来に結びつくよう期待したい。

○資金前渡金や切手類の取扱いについて、現金や出納簿の確認は複数人で行っていただきたい。

○理科教材の薬品について、保管量に変動がみられない薬品が多数存在するところから、少量保管や不用薬品の処分などを検討していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。